

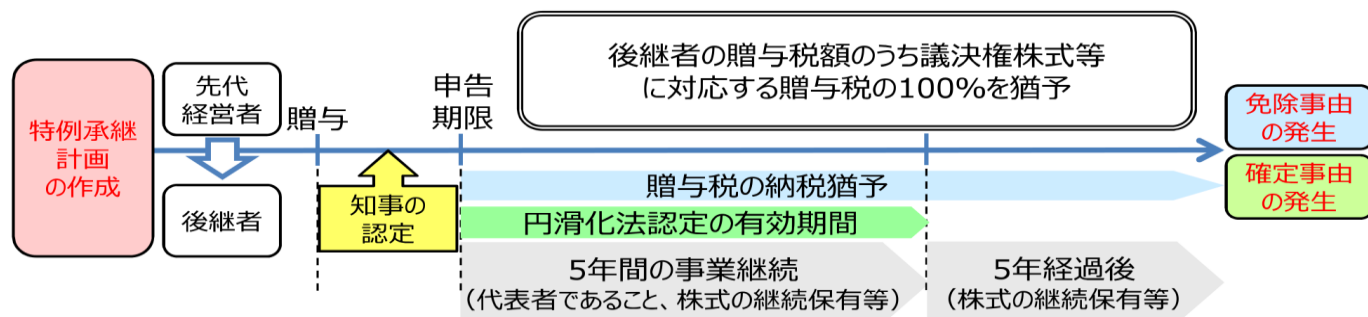
暑い夏もそろそろ落ち着き、気候のよい季節になりますね。とはいえ、緊急事態宣言が9月12日まで実施され、なかなか、コロナ終息には、まだ時間がかかりそうですね。引き続き、感染予防を心がけながら、過ごしていきたいと思っております。

事業承継税制（特例措置）の概要

【贈与税の納税猶予制度について】

後継者が贈与により取得した株式等(ただし、議決権を行使することができない株式を除きます。)に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、後継者は、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から5年間）は、代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。



猶予税額が免除される場合

- 後継者の死亡
- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
 - 会社の倒産
 - 次の後継者へ贈与
 - 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合（譲渡対価等を上回る税額を免除）等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

猶予税額を納税する場合

- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
 - 株式等を譲渡した場合（※）
 - 会社が解散した場合（※）
 - 資産保有型会社等に該当した場合 等

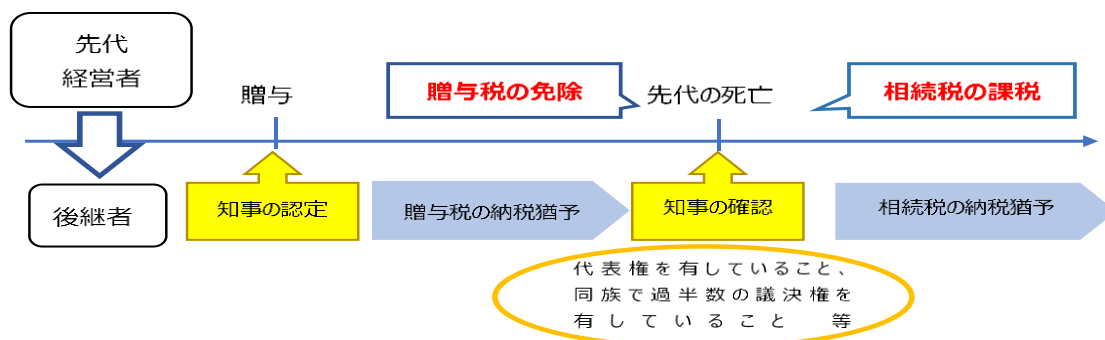
- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
- （※）経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。

出典：-経営承継円滑化法-申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】

【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。

その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで相続税の納税猶予を受けることができます。



こちらの制度に、ご興味を持たれた方は、ご相談いただければと思います。

消費税のインボイス制度について④ 立替を受けた場合

令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度について、第四回となる今回は、他社に立替払いをしてもらった場合の仕入税額控除についての請求書の保存について説明したいと思います。

例えば、A社が取引先B社に経費を立て替えてもらう場合、経費の支払い先であるC社から交付される適格請求書（インボイス）には、立替払をしたB社の名称が記載されます。

C社から立替払いをしたB社宛てに交付された適格請求書（インボイス）をB社から受領したとしても、これをそのまま、C社からA社に交付された適格請求書（インボイス）とすることはできません。

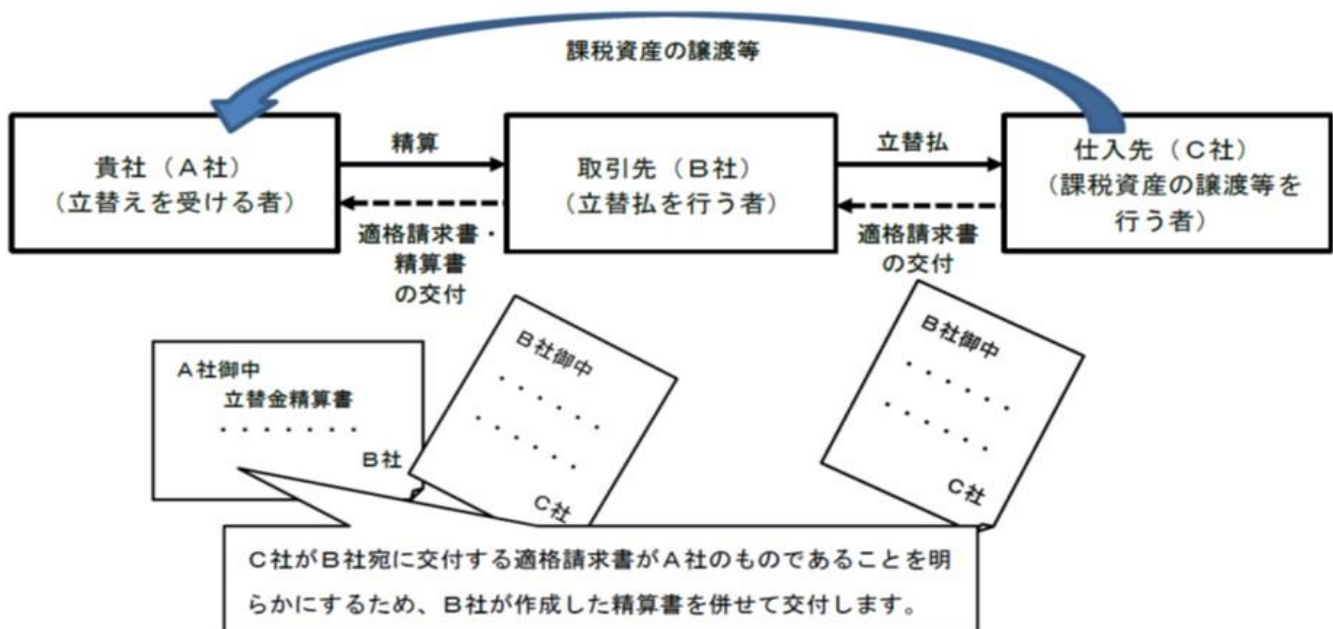
そこで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件は、下記の通りとなります。

- 立替払を行ったB社から立替金精算書等の交付を受ける等により、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社のものであることを明らかにしてもらい、その適格請求書（インボイス）及び立替金精算書等の両方をA社が保存すること。
- A社を含む複数分の経費を一括してB社が立替払いをしている場合は、適格請求書（インボイス）のコピー及びB社作成の立替金精算書を保存すること。

ただし、適格請求書（インボイス）のコピーが大量となる等の事情により、交付することが困難な時は、B社で適格請求書（インボイス）を保存及び一定の事項（課税仕入の相手方の登録番号等）を記載した立替金精算書をA社に交付することで、A社は、立替金精算書のみの保存をもって仕入税額控除が可能（コピーの交付不要）となります。

参考に国税庁のQ&Aの取引図を掲載しておきます。

【立替金の取引図】



 優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。